

下線=平成 25 年 2 月 27 日（水）

富山県防災会議からの修正点

富山県地域防災計画

原子力災害編

改定案

富山県防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画	1
第2 富山県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
第3 市町村地域防災計画との関係	1
第4 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第1 対象となる原子力事業所	2
第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路	3
第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方	3
第1 緊急事態の段階	3
第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方	4
第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域	14
第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域	14
第2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域	15
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	16
第2章 原子力災害事前対策	24
第1節 基本方針	24
第2節 発電所における予防措置等の責務等	24
第1 原子力事業者防災業務計画の協議	24
第2 原子力防災管理者等の選解任等の届出	24
第3 立入検査及び報告徴収	24
第4 身分証明書の携帯	24
第3節 発電所の安全確認	25
第1 北陸電力からの情報等の提供	25
第2 北陸電力との安全協定	26
第4節 原子力防災専門官との連携	26
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	26
第1 関係機関との平常時からの連携	26
第2 資機材利用に係る関係機関との連携	26
第3 公共用地、固有財産の有効活用	26

第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	27
第1	情報の収集・連絡体制の整備	27
第2	情報の分析整理	28
第3	通信手段の確保	30
第7節	原子力災害応急体制の整備	31
第1	警戒体制及び災害警戒本部体制の整備	31
第2	災害対策本部体制の整備	32
第3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	32
第4	長期化に備えた動員体制の整備	33
第5	複合災害時の体制	33
第6	防災関係機関相互の連携体制の整備	33
第7	警察災害派遣隊受入体制の整備	33
第8	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備	33
第9	自衛隊派遣要請体制の整備	33
第10	緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備	34
第11	広域的な応援協力体制の拡充・強化	34
第12	専門家の派遣要請手続き	34
第8節	環境放射線モニタリング体制の整備	34
第1	緊急時モニタリング計画	35
第2	モニタリング設備及び機器の整備・維持	35
第3	緊急時モニタリング要員の確保	36
第4	緊急時モニタリングの体制及び役割	36
第5	関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備	36
第6	緊急時予測システム	36
第7	気象予測の活用	36
第8	緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	36
第9節	避難収容活動体制の整備	37
第1	避難計画の作成	37
第2	避難所等の整備	37
第3	災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	38
第4	学校等施設における避難計画の整備	40
第5	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	40
第6	住民等の避難状況の確認体制の整備	40
第7	居住地以外の市町村に避難する被災者への情報伝達する仕組みの整備	40
第8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	40
第9	避難所・避難方法等の周知	40

目 次

第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	41
第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	41
第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	41
第11節 緊急輸送活動体制の整備	41
第1 専門家の移送体制の整備	41
第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	41
第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	43
第1 救助・救急活動用資機材の整備	43
第2 救助・救急機能の強化	43
第3 消火活動用資機材等の整備	43
第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	43
第5 物資の調達、供給活動	43
第13節 緊急時医療体制の整備	44
第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	45
第1 情報項目の整理	45
第2 施設等の整備	45
第3 住民相談窓口の設置等	46
第4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備	46
第5 多様なメディアの活用体制の整備	46
第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定	46
第16節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	46
第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及	46
第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法	47
第3 学校等との連携による防災教育の充実	47
第4 災害時要援護者等への配慮	47
第5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知	48
第6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開	48
第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信	48
第17節 防災業務関係者的人材育成	48
第18節 防災訓練の実施	49
第1 訓練計画の策定	49
第2 訓練の実施	49
第3 実践的な訓練の実施と事後評価	50
第19節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	50
第1 消防	50

第 2 警察	50
第 3 海上保安部	50
第 4 県及び市町村	50
第3章 原子力災害応急対策	51
第1節 基本方針	51
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	51
第1 特定事象等発生情報等の連絡	51
第2 応急対策活動情報の連絡	54
第3 一般回線が使用できない場合の対処	55
第3節 活動体制の確立	56
第1 県の活動体制	56
第2 原子力災害合同対策協議会への出席等	70
第3 専門家の派遣要請	70
第4 応援要請及び職員の派遣要請等	71
第5 自衛隊の派遣要請等	71
第6 海上保安部への要請	72
第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	72
第8 防災業務関係者の安全確保	72
第4節 緊急時モニタリング	73
第1 緊急時モニタリング体制	73
第2 初動段階の緊急時モニタリングの実施	75
第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画	75
第4 緊急時モニタリングの実施	75
第5 モニタリング結果の共有及び公表	75
第6 S P E E D Iによる放射性物質の放出状況の推定	75
第7 緊急時の公衆の被ばく線量の実測	75
第8 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保	76
第5節 避難等の防護活動	76
第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念	76
第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	78
第3 避難場所	79
第4 避難手段	81
第5 広域一時滞在	81
第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施	81
第7 安定ヨウ素剤の予防服用	82
第8 災害時要援護者等への配慮	83

目 次

第 9 章 学校等施設における避難措置	85
第 10 節 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	85
第 11 節 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	85
第 12 節 飲食物、生活必需品等の供給	85
第 6 節 治安の確保及び火災の予防	86
第 7 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	86
第 1 節 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限	86
第 8 節 緊急輸送活動	88
第 1 節 緊急輸送活動	88
第 2 節 緊急輸送のための交通確保	89
第 9 節 救助・救急及び消火活動	90
第 1 節 救助・救急、消火活動のための資機材の確保	90
第 2 節 応援の要請	90
第 3 節 緊急消防援助隊等への応援要請	90
第 10 節 緊急時医療活動	91
第 1 節 原子力災害時の医療体制	91
第 2 節 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携	92
第 3 節 放射線障害専門病院等への搬送	92
第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動	94
第 1 節 住民等への情報伝達活動	94
第 2 節 住民等からの問い合わせに対する対応	95
第 12 節 自発的支援の受入れ等	97
第 1 節 ボランティアの受入れ等	97
第 2 節 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	97
第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置	98
第 4 章 原子力災害中長期対策	99
第 1 節 基本方針	99
第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応	99
第 3 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	99
第 4 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	99
第 5 節 各種制限措置の解除	99
第 6 節 放射性物質による汚染の除去	100
第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成	100
第 1 節 災害地住民の登録	100

第 2 影響調査の実施	100
第 3 災害対策措置状況の記録	100
第 8 節 被災者等の生活再建等の支援	100
第 1 被災者の生活再建等に向けた支援	100
第 2 被災者の自立に対する援助、助成措置	100
第 3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討	101
第 9 節 風評被害等の影響の軽減	101
第 10 節 被災中小企業等に対する支援	101
第 11 節 心身の健康相談体制の整備	101
第 12 節 物価の監視	101
第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除	101
第 5 章 複合災害対策	102
第 1 節 基本方針	102
第 2 節 災害事前対策	102
第 1 情報の収集・連絡体制の整備（再掲）	102
第 2 原子力災害応急体制の整備	102
第 3 避難収容活動体制の整備	103
第 4 緊急輸送体制の整備	103
第 5 物資の調達、供給活動（再掲）	103
第 6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）	104
第 7 行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定（再掲）	104
第 8 防災訓練の実施（再掲）	104
第 3 節 災害応急対策	105
第 1 情報の収集・連絡体制	105
第 2 活動体制の確立	105
第 3 緊急時モニタリング	107
第 4 屋内退避、避難収容等の防護活動	107
第 5 緊急輸送活動	108
第 6 緊急時医療活動	108
第 4 節 災害中長期対策	108
参考 原子力防災用語集	110

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、富山県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。

県等関係機関は、想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 富山県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「富山県地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「富山県地域防災計画（風水害編）」によるものとする。

第3 市町村地域防災計画との関係

市町村が、地域防災計画（原子力災害編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないよう計画を定めるものとする。

なお、県は市町村地域防災計画（原子力災害編）の作成又は修正に協力するものとする。

第4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、県の体制・組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

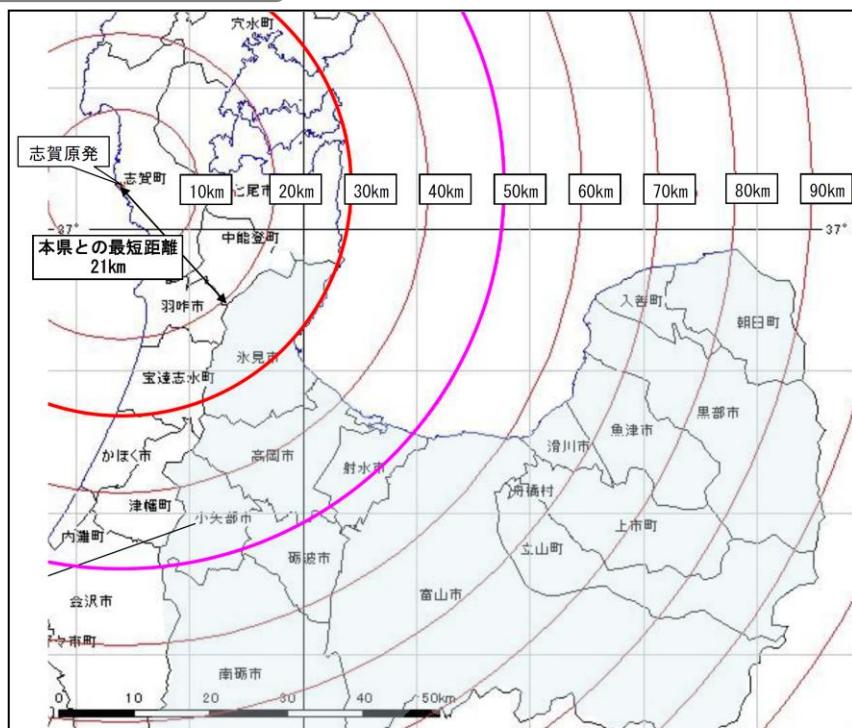
第1 対象となる原子力事業所

本県と隣接する石川県には、下記の原子力事業所が所在し、2基の原子炉が設置されている。

原子力災害編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。

事業者名	北陸電力株式会社(以下「北陸電力」という。)		
発電所名	志賀原子力発電所		
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1		
号機	1号機	2号機	
電気出力	54万kW	135万8千kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉(BWR)	改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)	
熱出力	159万3千kW	392万6千kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン	
装荷量	約64トン	約150トン	
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日	

志賀原子力発電所周辺図



第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方方は、次のとおりである。

1 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

第1 緊急事態の段階

緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応について検討しておくこととする。

1 準備段階

北陸電力、国、県、氷見市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

2 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

3 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

4 復旧段階

その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

（1）基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、原子力災害対策指針においては、表1-1のとおりとりまとめられている。また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに想定する。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な災害時要援護者等の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の自治体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のP A Z（第6節第1-1で述べるP A Zをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

イ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国及び立地自治体及び周辺自治体は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地自治体が中心となって、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

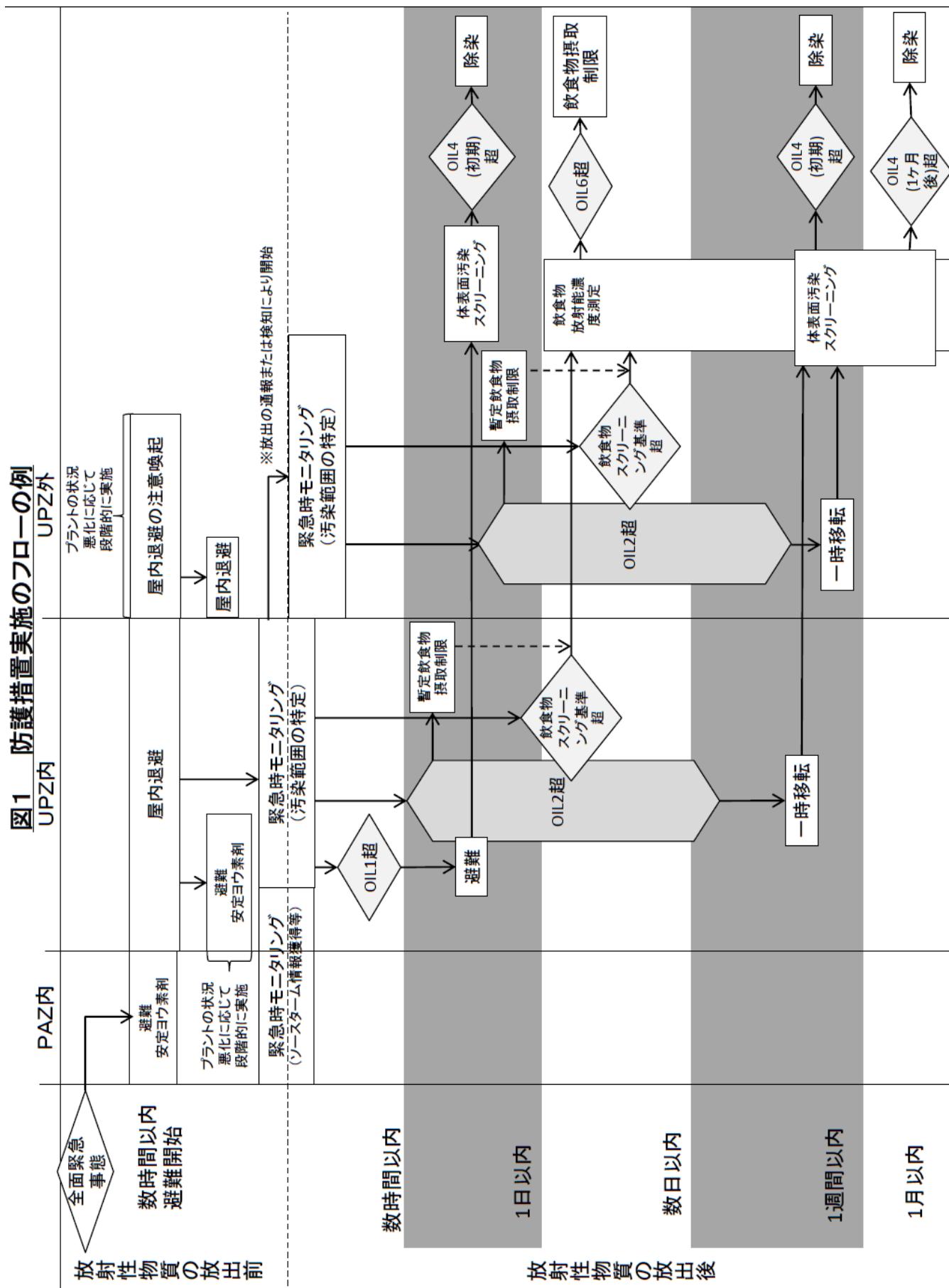
ウ 全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、立地自治体等は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内（第6節第1-2で述べるU P Zをいう。以下同じ。）においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

表 1 — 1

第三回　　アーヴィングの死とアーヴィングの復活



(原子力災害対策指針（平成25年2月27日改定）より)

(2) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（EAL）を設定する。

EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、EALの設定に係る詳細な検討を今後、原子力規制委員会が行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用するとされている。具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は次表に掲載する。

今後、原子力規制委員会は、北陸電力を含めた原子力事業者に対して実用発電用原子炉の標準的なEALの設定及びその提出を求め、標準的なEALに基づき、次表を改定する。北陸電力は、次表の緊急事態区分に従い、発電所の特性及び立地地域の状況に応じたEALの更なる詳細設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないとされている。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

緊急事態区分とEALについて

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分 警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ① 志賀原発立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②石川県において、大津波警報が発令された場合 ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※1 ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	P AZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

緊急事態区分	<p>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ が10分以上継続※2</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、U P Z、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	---	--

※1 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - プラントの設計基準を超える事象
 - 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※2 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

2 運用上の介入レベル（O I L）

（1）基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記（1）の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、原子力災害対策指針において、図1及び表1－2のとおりとりまとめられている。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響ができる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

第1章 総則

表 1-2

原子力事業者、地方公共団体、国が探ることを想定される措置等

※2…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

(2) 具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく。

原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。

なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適當か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、IAEAでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからO I Lを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、IAEAからO I Lの導出に係る情報が公表され、我が国におけるO I Lの検討に必要となる環境が整った際には、包括的判断基準からO I Lを算出し、今回設定したO I Lの見直しを検討するとされている。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

第1章 総則

飲食物 摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
				放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8
				放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になつた時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20c m² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/C m² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/c m² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の様相、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。」

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

1 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

原子力災害対策指針によれば、「P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A Lに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね5 k m」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参考する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力災害対策指針によれば、「U P Zとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 k m」を目安とする。なお、この目安については、行政区画、地形条件、気象条件、主として参考すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるように検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (P P A : Plume Protection Planning Area)

原子力災害対策指針によれば、「U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸

第1章 総則

入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じてUPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。」とされている。

※PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（県知事政策局、氷見市）

原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所から概ね半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。

なお、原子力規制委員会がUPZ設定の参考とするため実施したMACCS2による試算では、志賀原発については、IAEAの避難の線量基準とされる100ミリシーベルトの範囲が最大で19kmであり、富山県までは到達していない。ただ、このMACCS2の試算では、地形情報や風向・風速等の気象条件の設定に課題があることから、こうした条件を加味したSPEEDIによる試算を行うこととしており、この試算結果について防災会議に報告し、必要があれば、UPZの区域について検討する。

また、氷見市以外の市町村（以下「その他の市町村」という。）においても、必要に応じ、避難者の受け入れをはじめとした原子力防災対策を実施することとなるため、各市町村における住民への情報伝達、避難者の受け入れ等に係る対策を検討する。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、氷見市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務大綱は富山県地域防災計画総則第3節「防災関係機関等の責務」「防災関係機関等の業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	県地域防災計画の作成に関すること
2	発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。
3	原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立ち入り検査の実施に関すること。
4	原災法の規定に基づく原子力防災要員等の届出の受理に関すること。
5	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
6	防災業務関係者に対する教育に関すること。
7	原子力防災訓練の実施に関すること
8	通信連絡設備に関すること
9	環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること
10	緊急時医療設備等の整備に関すること
11	防護資機材の整備に関すること
12	防災対策資料の整備に関すること
13	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること
14	緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）との連携等に関すること
15	富山県災害警戒本部、富山県災害対策本部及び富山県現地災害対策本部の設置及び運営に関すること
16	合同対策協議会等（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。）への参加等に関すること
17	緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に関すること
18	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
19	住民等の退避、避難及び立ち入り制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること
20	緊急時医療に関すること
21	緊急輸送及び必需物資の調達に関すること
22	放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること
23	富山県原子力災害事後対策本部の設置及び廃止に関すること。
24	各種制限措置の解除に関すること
25	住民等の健康に関すること
26	損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること
27	関係市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること
28	志賀原発立地県である石川県との連携に関すること

第1章 総則

2 富山県警察

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害警備計画の策定に関すること。
- 2 災害警備本部の設置及び廃止に関すること。
- 3 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。
- 4 立入禁止措置及び解除に関すること。
- 5 原災法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急時応急対策実施区域」という。）及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。
- 6 事故状況の把握に関すること。

3 富山県教育委員会

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 児童・生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
- 2 児童・生徒に対する避難等に係る安全の確保に関すること。
- 3 避難等に係る県立学校施設の使用に関すること

4 原子力防災専門官

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 オフサイトセンター内の施設等の維持・管理に関すること。
- 2 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること。
- 3 原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に対する指導・助言及び原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務に関すること。
- 4 特定事象発生時における状況把握のための情報収集に関すること。
- 5 特定事象発生時における県及び関係市が行う応急措置に対する助言その他原子力災害の発生又は拡大防止に必要な業務に関すること。
- 6 原災法に基づく立ち入り検査の実施等に関すること

5 原子力保安検査官

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 発電所の運転状況、設備の保全状況等に関すること。
- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。
- 3 発電所の事故状況の把握のための情報収集に関すること。

6 氷見市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	市地域防災計画の作成に関すること。
2	原子力事業者防災業務計画の協議等に関すること。
3	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
4	防災業務関係者に対する教育に関すること。
5	原子力防災訓練の実施に関すること。
6	通信連絡設備の整備に関すること。
7	住民等に対する情報伝達設備の整備に関すること。
8	防護資機材の整備に関すること。
9	防災対策資料の整備に関すること。
10	オフサイトセンターとの事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
11	氷見市災害対策本部に関すること。
12	合同対策協議会等への参加等に関すること。
13	緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
15	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。
16	緊急時医療措置に対する協力に関すること。
17	緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
18	放射性物質に汚染された物資の除去及び除染に関すること。
19	各種制限措置の解除に関すること。
20	住民等の健康に関すること。
21	損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

7 消防機関（氷見市消防本部）

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	消火、救助、救急に関すること。
2	住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。
3	緊急時医療措置に対する協力に関すること。
4	避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。
5	緊急事態応急対策実施区域の防火対策に関すること。

8 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<p>1 管区内各警察の原子力災害警備活動の指導、調整に関すること</p> <p>2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>3 管区内各警察の相互援助の調整に関すること</p> <p>4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること</p> <p>5 情報の収集及び連絡に関すること</p> <p>6 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</p> <p>7 津波警報等の伝達に関すること</p> <p>8 広域的な交通規制の指導調整に関すること</p>
北陸総合通信局	<p>1 情報通信の確保に関すること</p> <p>2 原子力災害時における非常通信の運用監督に関すること</p>
北陸財務局 富山財務事務所	<p>1 地方公共団体に対する<u>災害融資</u>に関すること</p> <p>2 原子力災害時における金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること</p> <p>3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること</p> <p>4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付</p> <p><u>5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供に関すること</u></p>
東海北陸厚生局	<p>1 緊急医療措置の連絡調整に関すること</p> <p>2 原子力災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>3 関係職員の派遣</p>
富山労働局	<p>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</p> <p>2 労働災害調査及び労働者の労働災害補償に関すること。</p> <p>3 原子力災害時における雇用対策に関すること</p>
北陸農政局	<p>1 農産物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること</p> <p>2 主要食糧等の緊急引き渡し措置に関すること</p> <p>3 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること</p> <p>4 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること</p>
中部森林管理局	<p>1 林野及び林産物の汚染対策の指導に関すること</p> <p>2 国有林野の火災防止等保全管理に関すること</p>
中部経済産業局	<p><u>1 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u></p> <p><u>2 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること</u></p> <p><u>3 被災中小企業に対する資金の融通等の措置に関すること</u></p> <p><u>4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u></p>

北陸地方整備局	1 一般国道の国土交通大臣管理区間の通行確保に関すること 2 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 3 航路の整備、保全及び管理に関すること 4 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
北陸信越運輸局 富山運輸支局	1 原子力災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安定運行の確保に関すること 2 原子力災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること 4 原子力災害時における船舶調達、あっせんに関すること 5 原子力災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること
大阪航空局 小松空港事務所	1 原子力災害時における富山空港の措置に関すること 2 人員、応急物資等の空輸の利便確保に関すること。
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。
伏木海上保安部	1 船舶に対する緊急通報及び避難、立入制限等の各種制限措置に関すること。 2 海上における救助・救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること。 3 海上の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保に関すること。 4 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 5 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること

第1章 総則

9 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北陸支社	1 原子力災害時における郵便事業の確保に関すること。 2 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策。
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関すること 2 原子力災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 2 鉄道輸送の安全確保に関すること
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること
西日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・コモ北陸 支社	1 原子力災害時における緊急通話の確保に関すること 2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
日本赤十字社 富山県支部	1 原子力災害時における緊急医療措置、医療救護に関すること 2 義援金に関する連絡調整に関すること 3 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、原子力災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する原子力防災知識の普及の周知徹底に関すること 2 原子力災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義捐金品の募集の周知に関すること
独立行政法人 国立病院機構	1 原子力災害時における緊急時医療班派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして緊急時医療班の活動支援にあたらせる。
日本通運株式会社富山支店	1 原子力災害時における緊急輸送の確保に関すること

10 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 原子力災害における応急救援活動に関すること。
海上自衛隊	2 緊急時モニタリングの支援に関すること。
航空自衛隊	3 人、物資等の緊急輸送支援に関すること。 4 その他災害応急対策の支援に関すること。

11 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道株 加越能バス株	1 鉄道、軌道施設の整備と安全の確保に関すること 2 原子力災害時における住民の避難所への搬送に関すること 3 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 4 原子力災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業株式会社等 日本海ガス株 高岡ガス株 (一社) 日本コミュニティーガス協会北陸支部 (一社) 富山県エルピーガス協会	1 原子力災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び原子力災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する原子力災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (二社) 富山県トラック協会	1 原子力災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 原子力災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出勤に関すること
報道機関 北日本放送株 富山テレビ放送株 (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>(株)北國新聞社富山支社</u> 富山エフエム放送株	1 県民に対する原子力防災知識の普及の周知徹底に関すること 2 原子力災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること
(公社) 富山県医師会 (公社) 富山県看護協会 (公社) 富山県薬剤師会 (二社) 富山県歯科医師会	1 原子力災害時における緊急医療措置活動に関すること
(福) 富山県社会福祉協議会	1 原子力災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること

12 北陸電力

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 保安規定の制定に関すること
- 2 原子力事業者防災業務計画の作成、修正に関すること
- 3 原子力防災組織の設置に関すること
- 4 発電所の防災体制の整備に関すること
- 5 関係市町村の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関すること
- 6 発電所の灾害予防に関すること
- 7 非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関すること
- 8 放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び計測器等の整備に関すること
- 9 敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関すること
- 10 放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関すること
- 11 従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関すること
- 12 原子力防災対策資料の整備に関すること
- 13 特定事象等発生時の通報等に関すること
- 14 発電所の敷地内の応急対策に関すること
- 15 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること
- 16 緊急時モニタリングの実施に関すること
- 17 合同対策協議会等への参加等に関すること
- 18 県、氷見市、関係市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力及び連携に関すること
- 19 汚染の除去等に関すること
- 20 災害復旧に関すること
- 21 損害賠償の請求等への対応に関すること